

# 鹿 児 島 県 公 報

平成30年 7 月 10 日 (火) 第3432号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (2件) (障害福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 3
- 団体営土地改良事業の計画の変更に係る認可 (農地整備課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の工事の完了 (8件) (農地整備課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (鹿児島地域振興局取扱い) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 5
- 一般競争入札公告 (環境保健センター取扱い) 6
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 8
- 警備業空港保安警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 9
- 平成30年度行政書士試験公告 (一般財団法人行政書士試験研究センター取扱い) 11

## 告 示

### 鹿児島県告示第740号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第65条の規定により, 指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成30年 7 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

病院 又は 診療所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
リハビリテーション病院米盛	鹿児島市大竜町 5 番31号	平成30年 5 月 31 日	精神通院医療

### 鹿児島県告示第741号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第65条の規定により, 指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成30年 7 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

薬 局		辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
よつば調剤薬局	鹿児島市大竜町 5 番10号	平成30年 5 月 31 日	精神通院医療
そうごう薬局下竜尾店	鹿児島市下竜尾町 2 番15号	平成28年 3 月 31 日	精神通院医療
はらだ薬局平佐店	薩摩川内市平佐町3739- 6	平成30年 6 月 1 日	精神通院医療

## 鹿 児 島 県 告 示 第 742 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年 7 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

病 院 又 は 診 療 所		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
米盛病院	鹿児島市与次郎一丁目 7 番 1 号	平成30年 7 月 1 日	精神通院医療

## 鹿 児 島 県 告 示 第 743 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年 7 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

薬 局		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
真砂薬局	鹿児島市真砂町76番 9 号	平成30年 7 月 1 日	精神通院医療
そうごう薬局指宿店	指宿市十町2322- 1	平成30年 7 月 1 日	精神通院医療
ミネサキ調剤薬局志布志店	志布志市志布志町志布志二丁目 9 番 8 号	平成30年 7 月 2 日	精神通院医療

## 鹿 児 島 県 告 示 第 744 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年 7 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

病 院 又 は 診 療 所		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
さかき脳神経外科	鹿児島市中山町2176番 2	平成30年 7 月 1 日	精神通院医療

## 鹿 児 島 県 告 示 第 745 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年 7 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
セオ薬局いづろ店	鹿児島市金生町7-10	平成30年 7月1日	精神通院医療

**鹿児島県告示第746号**

大島郡瀬戸内町古仁屋船津29番地 上原康弘及び大島郡瀬戸内町古仁屋242番地 池田啓男からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年7月10日

鹿児島県知事 三反園訓

## 区域及び区分

- 1 区域 瀬戸内町区域（瀬戸内漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主として追込網漁業を営む漁業

**鹿児島県告示第747号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、肝属中部土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）の計画の変更について平成30年6月1日付けで認可した。

平成30年7月10日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第748号**

土地改良事業県営農村災害対策整備（農業用排水施設整備）宮崎地区の工事は、平成30年3月27日に完了した。

平成30年7月10日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第749号**

土地改良事業県営農村災害対策整備（農用地保全）宮崎地区の工事は、平成26年2月26日に完了した。

平成30年7月10日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第750号**

土地改良事業県営農村災害対策整備（暗渠排水）宮崎地区の工事は、平成30年3月12日に完了した。

平成30年7月10日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第751号**

土地改良事業県営農地整備（経営体育成型）（旧：経営体育成基盤整備）（農業用排水施設整備）金峰地区の工事は、平成30年3月29日に完了した。

平成30年7月10日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第752号**

土地改良事業県営農地整備（経営体育成型）（旧：経営体育成基盤整備）（農道整備）金峰地区の工事は、平成29年12月14日に完了した。

平成30年 7 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第753号

土地改良事業県営農地整備（経営体育成型）（旧：経営体育成基盤整備）（暗渠排水）金峰地区の工事は、平成29年 3 月 22 日に完了した。

平成30年 7 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第754号

土地改良事業県営農地整備（経営体育成型）（旧：経営体育成基盤整備）（客土）金峰地区の工事は、平成23年 6 月 29 日に完了した。

平成30年 7 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第755号

土地改良事業県営農地保全整備（旧：農村災害対策整備）（農業用排水施設整備）財部地区の工事は、平成28年 2 月 25 日に完了した。

平成30年 7 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島地域振興局告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成30年 7 月 10 日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援事業所ちびっこハウス	鹿児島市呉服町5番6号下園ビル202	合同会社イマムラ	鹿児島市呉服町5番6号下園ビル202	今村 均	平成30年4月30日	児童発達支援
たにやまたんぽ	鹿児島市和田一丁目4番5号	学校法人妙光学園	鹿児島市和田一丁目4番5号	井上 博孝	平成30年6月1日	保育所等訪問支援

## 鹿児島地域振興局告示第10号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年 7 月 10 日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
キッズパール	鹿児島市春山町2175番地2	特定非営利活動法人キッズパール	鹿児島市松陽台町12番地11県営松陽台第二団地33棟2号	坂上 正憲	平成30年4月1日	児童発達支援
アビリティ谷山	鹿児島市東谷山二丁目5番8号せせらぎの里2	株式会社アビリティブルーム	東京都台東区上野七丁目13番6号	成塚 輝彦	平成30年4月1日	放課後等デイサービス

	階					
ステラ	鹿児島市明和四丁目11番15号	株式会社翔	鹿児島市明和四丁目11番15号	丸山 竜翔	平成30年4月1日	放課後等デイサービス
児童通所支援事業所なないろ	鹿児島市西陵四丁目19番2号	特定非営利活動法人ふれあいサポートかごしま	鹿児島市西陵四丁目19番2号	鎌田由吏佳	平成30年4月1日	放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
キッズサポートsorauta.	鹿児島市荒田二丁目58番7号	特定非営利活動法人こどもえんチャトンのうち	鹿児島市荒田一丁目42番13号	佐藤とも子	平成30年4月9日	児童発達支援・放課後等デイサービス

## 南薩地域振興局告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年7月10日

南薩地域振興局長 五田嘉博

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
地域生活支援センターふう	南さつま市加世田高橋1935番地164	特定非営利活動法人ふう	南さつま市加世田地頭所709番地21	畦元 健一	平成30年4月1日	生活介護・自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練
就労継続支援B型事業所さくら工房	南さつま市金峰町花瀬1935番地2	医療法人尚人会	南さつま市金峰町花瀬1929番地	橋口 京子	平成30年5月1日	就労継続支援B型

## 大隅地域振興局告示第21号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年7月10日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
発達支援事業所 蛍	曾於市大隅町岩川2819番地1	社会福祉法人笠木福祉会	曾於市大隅町中之内4674番地2	中根 賢明	平成30年4月1日	児童発達支援・保育所等訪問支援
おおすみ児童発達支援センター	鹿屋市寿五丁目488番地47	社会福祉法人敬心会	鹿屋市今坂町12405番地47	郷原 建樹	平成30年5月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育

						所等訪問 支援
放課後等デイサービス トインビー・ホール	鹿屋市串良町上小原1972番地1	株式会社肝属環境サービス	肝属郡肝付町後田3098番地2	中村えい子	平成30年 6月13日	放課後等 デイサー ビス
リトルオレンジズ	鹿屋市寿八丁目10番4号	特定非営利活動法人リトルオレンジズ	鹿屋市寿八丁目10番4号	日野 尚子	平成30年 7月1日	放課後等 デイサー ビス

## 公 告

### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年 7 月 10 日

鹿児島県環境保健センター所長 大坪充寛

#### 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量  
大気環境監視テレメータシステムの賃貸借 一式
- (2) 借入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
平成31年 1 月 1 日から平成37年12月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成30年7月30日午後5時15分までに4の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することを証明した者であること。  
なお、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

##### (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特

定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成30年 7 月 10 日から同月 24 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県環境保健センター（城南庁舎）庶務部  
鹿児島市城南町18番地 郵便番号 892-0835

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成30年 8 月 24 日 正午（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年 8 月 24 日 午後 2 時  
イ 場所 鹿児島県環境保健センター（城南庁舎 2 階）会議室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。  
(イ) 交付期限 平成30年 7 月 30 日 午後 5 時 15 分

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に

定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

#### 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

#### 10 最低制限価格

設定しない。

#### 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県環境保健センター（城南庁舎）庶務部

鹿児島市城南町18番地 郵便番号 892-0835

電話番号 099-225-5131

ファックス番号 099-225-5140

#### 13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

#### 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
Lease of Atmospheric Environment Monitoring System by digital Telemetry 1set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
12:00 a.m. 24 August 2018
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Kagoshima Prefectural Institute for Environmental Research and Pubric Health  
18 Jonan-cho, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 892-0835 Japan  
TEL 099-225-5131  
FAX 099-225-5140

## 公安委員会告示



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年 7 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P ハイスクールオブザデッド T 3 A	株式会社高尾	8P0240
ぱちんこ遊技機	P 弾球黙示録カイジ 4 R 3 A	株式会社高尾	8P0239
ぱちんこ遊技機	C R ぱちんこ押忍！番長 漢の極み M O 4	株式会社大都技研	7P1659
回胴式遊技機	S アメリカン番長 HEY！鏡 B 2	株式会社大都技研	8S0371

## 公安委員会公告

### 警備業空港保安警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業空港保安警備業務 1 級及び同 2 級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成30年 7 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

#### 1 検定の種別及び級の区分

- (1) 空港保安警備業務 1 級
- (2) 空港保安警備業務 2 級

#### 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員

##### (1) 実施日時

ア 空港保安警備業務 1 級

平成30年10月18日（木）午前9時から午後5時まで

イ 空港保安警備業務 2 級

平成30年10月17日（水）午前9時から午後5時まで

ウ 検定当日の受付時間

午前8時30分から午前9時まで

##### (2) 実施場所

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）

##### (3) 受検定員

いずれの検定も30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

#### 3 検定の受検資格

##### (1) 空港保安警備業務 1 級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

##### (2) 空港保安警備業務 2 級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

#### 4 検定の方法及び内容

## (1) 空港保安警備業務1級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 空港保安警備業務2級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物等検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## 5 検定申請の手続

## (1) 受付の期間及び時間帯

## ア 期間

平成30年8月20日（月）から同月31日（金）まで（県の休日を除く。）

## イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

## (2) 提出書類

## ア 空港保安警備業務1級

(ア) 検定規則に規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。）  
1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルの写真で，その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通

(エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で，受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通

(オ) 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後，空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通

- (カ) 空港保安警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（3 の(1)のイに該当する場合に限る。） 1 通
- イ 空港保安警備業務 2 級
- (ア) 検定申請書 1 通
- (イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル，横の長さ 2.4 センチメートルの写真で，その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1 通
- (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で，受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1 通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先  
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法  
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請，郵送等による申請は認めない。）。
- 6 検定手数料  
空港保安警備業務 1 級及び同 2 級ともに，16,000 円（16,000 円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）  
なお，検定申請書を受け付けた後は，検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は，実技試験の前に行い，学科試験に合格しなかった者に対しては，実技試験は行わない。  
なお，実技試験においても，合格点に達しないことが明らかになった場合は，その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し，以降の実技試験は行わない。
- (2) 受検に際しては，筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は，検定当日，検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日，合格者に対しては検定規則第 11 条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先  
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110（内線 3032・3033）

## 雑 報

### 平成30年度行政書士試験公告

行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定による鹿児島県知事の委任に係る平成 30 年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成 30 年 7 月 10 日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部力

- 1 試験の期日  
平成 30 年 11 月 11 日（日）午後 1 時から午後 4 時まで
- 2 試験の場所
- (1) 鹿児島県建設センター（鹿児島市鴨池新町 6 番 10 号）
- (2) 鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）
- 3 試験の科目及び方法
- (1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等

行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 46題)	憲法, 行政法 (行政法の一般的な法理論, 行政手続法, 行政不服審査法, 行政事件訴訟法, 国家賠償法及び地方自治法を中心とする。), 民法, 商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し, 法令については, 平成30年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会, 情報通信・個人情報保護, 文章理解の中から出題する。

## (2) 試験の方法

ア 試験は, 筆記試験により行う。

イ 出題の形式は, 「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式, 「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式により行う。

\* 記述式は, 40字程度で記述するものを出題する。

## 4 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成30年 7 月 30 日 (月) から同年 8 月 31 日 (金) まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること。平成30年 8 月 31 日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書 (顔写真貼付, 受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書 (お客さま用) の貼付があるもの)

エ 受験手数料

(ア) 7,000円 (払込み方法については, 試験案内に掲載する。なお, 払込みに要する費用は, 受験申込者の負担となる。)

(イ) 一旦払い込まれた受験手数料は, 原則として返還しない。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法, 配布期間及び配布場所

次に掲げる場所において, 平成30年 7 月 30 日 (月) から同年 8 月 31 日 (金) までの間, 配布する。なお, 郵送を希望する場合は, 住所, 氏名及び郵便番号記載の返信用封筒 (角形 2 号: 横240mm, 縦332mm, A 4 サイズの用紙が折らずに入る大きさ) に, 郵便切手140円分を貼付し, 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課 (請求宛先: 郵便番号252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留) 又は鹿児島県総務部市町村課 (請求宛先: 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号) へ郵便で請求すること (平成30年 8 月 24 日 (金) までに必着のこと。)

(ア) 一般財団法人行政書士試験研究センター

(イ) 鹿児島県総務部市町村課

(ウ) 鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課 (鹿児島市小川町 3 番56号)

(エ) 南薩地域振興局総務企画部総務企画課 (南さつま市加世田東本町 8 番地13)

(オ) 北薩地域振興局総務企画部総務企画課 (薩摩川内市神田町 1 番22号)

(カ) 始良・伊佐地域振興局総務企画部総務企画課 (始良市加治木町諏訪町12番地)

(キ) 大隅地域振興局総務企画部総務企画課 (鹿屋市打馬二丁目16番 6 号)

(ク) 熊毛支庁総務企画部総務企画課 (西之表市西之表7590番地)

(ケ) 大島支庁総務企画部総務企画課 (奄美市名瀬永田町17番 3 号)

(コ) 鹿児島県行政書士会 (鹿児島市与次郎二丁目 4 番35号 K S C 鴨池ビル202号室)

## (2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

平成30年 7 月 30 日 (月) 午前 9 時から同年 8 月 28 日 (火) 午後 5 時まで

(ア) インターネットによる受験申込みは, 平成30年 8 月 28 日 (火) 午後 5 時で終了する。午後 5 時までに入力を完了していないと, たとえ接続中 (入力中) であっても申込み

ができなくなるので注意すること。

- (イ) この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能である。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) にアクセスし、確認すること。
- (ウ) 受付最終日（平成30年8月28日（火））は混雑が予想されるため、余裕を持って申し込むこと。

#### イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料（7,000円）は、クレジットカード（受験申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むこと。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となる。

(イ) 利用できるクレジットカード

V I S A, M a s t e r, J C B, アメリカーン・エクスプレス, D i n e r s

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン, ローソン, ローソン・スリーエフ, ファミリーマート, セイコーマート, サークルK, サンクス, ミニストップ, デイリーヤマザキ, ヤマザキデイリーストア, ニューヤマザキデイリーストア

(エ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

#### 5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方は、障害の状況により必要な措置（点字試験を含む。）を講じることがあるので、受験の申込みに先立って必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで申し出ること（特例措置の手続については、試験案内に掲載する。）。

#### 6 合格発表の日時及び発表方法

(1) 合格発表日時

平成31年1月30日（水）午前9時

(2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、同センターのホームページにも合格者の受験番号を掲載する。

#### 7 問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号 03-3263-7700